

スタートアップ・クリエイティブラボ (SCL)

募集要項

(クリエイティブラボ神戸2階)

神戸都市振興サービス株式会社

1. ごあいさつ

神戸都市振興サービス株式会社（以下「都市振興」という。）では、神戸医療産業都市（クラスター）のスタート時点から研究者に対する良好な研究施設の提供に努めてまいりました。このたび、クラスター内の研究施設が不足してきたため、京コンピュータ前駅前に新たにクリエイティブラボ神戸“Creative Lab for Innovation in Kobe (CLIK)”を建設し、ご提供いたします。

CLIKは、「すぐれた研究をするための実験環境を提供する」、「ストレスをためないリラックスできる研究環境を提供する」、「研究者が交流を図れるオープンイノベーションスペースを設ける」という3本柱で計画された施設で、このたび利用者を募集いたしますスタートアップ・クリエイティブラボ（Startup Creative Lab、以下「SCL」という。）は、その名の通りスタートアップの起業家等を支援するインキュベーション施設として、CLIKの3本柱の重要な一端を担うものと考えております。

都市振興では、引き続き、科学技術により新たな世界を創造しようとする研究者の一助となることを願ってラボを提供してまいります。皆様方に活用していただけることを期待しております。

2. スタートアップ支援

神戸医療産業都市には、360を超える医療・ヘルスケア分野に関連する研究機関や企業が集積しており、日本最大級のバイオメディカルクラスターを形成しています。

当該クラスターには、集積企業の研究開発を促進するため、医薬品・医療機器業界に精通した専門家が常駐しており、事業化に関するアドバイスや、承認制度への対応、先進医療を行っている病院と連携した臨床研究の推進など、分野に特化した支援を提供できるという大きな特長を持っています。

こうした研究開発環境に加えて、研究開発支援を加速するため、CLIK 2階にインキュベーション施設であるSCLを設けることにいたしました。

SCLには、シェアラボ（ベンチ型）・シェアオフィス（デスク型）とウェットラボ（ルーム型）をご用意しており、月々の利用料の範囲で別紙1に記載の共用実験設備をご利用できます。さらに、上述した専門家のアドバイスや病院機関と連携した臨床研究といった、従来から神戸医療産業都市が進出企業に提供している支援も受けることができ、創業期のスタートアップの研究開発を強力に推進する環境が整っています。

3. 建物概要

- (1) 名称 クリエイティブラボ神戸（CLIK）
- (2) 所在地 神戸市中央区港島南町6丁目3番7
- (3) 建物 鉄骨造 地上6階建 延べ 12,268.59㎡
- (4) 施設 ウェットラボ、スタートアップ・クリエイティブラボ（インキュベーションラボ）、会議室、イノベーションパーク（ピッチイベント等開催予定）、カフェ、キッチンスペース、共用機器室、トイレ、多目的トイレ、シャワー室、屋上設備機器置場、メカニカルバルコニー

- (5) 付属物 駐車場 32 区画、身障者用 2 区画
バイク・自転車置場 45.02 m²
- (6) 設備 電力引込 2 回線受電、非常用発電機 (運転時間最低 10 時間)、入退室管理、排水処理設備 (実験排水系統 (PH 中和) 41 m³/日)
- (7) エレベーター 乗用 2 台 11 人乗り 750 k g (かご内法 1,400mm×1,350mm)
人荷用 1 台 26 人乗り 1,750 k g (かご内法 1,500mm×2,500mm)
- (8) 連絡通路 (24 時間開放)
ポートルライナー「京コンピュータ前駅」より連絡橋、神戸医療イノベーションセンターを経由し当ビル 2 階玄関に地上に降りることなくアクセス可能 徒歩 2 分

4. 施設の利用条件

(1) 利用形態

①シェアラボ (ベンチ型) (約 260 m²)

- ・ 提供されるベンチの仕様: タテ 75 cm ×ヨコ 150 cm、椅子 1 脚、テーブル上の試薬棚
- ・ 1 社につき、利用可能なベンチは 2 台まで
- ・ 冷蔵庫 (4℃)、冷凍庫 (-20℃)、超低温冷凍庫 (-80℃)、並びに室温の保管スペースも指定の割り当て分を無料で利用可能です。
- ・ シェアラボ内に設置している共用実験設備は無料で利用可能です。
- ・ 共通品として用意する消耗品 (※利用数に応じて課金) を使用可能です。
- ・ 共用実験設備の詳細は別紙 1 をご参照下さい。
- ・ 試薬・機器の購入及び管理は、SCL で導入しているシステムを利用して頂きます。
- ・ 共用実験設備の予約管理は、SCL で導入しているシステムを利用して頂きます。

②シェアオフィス (デスク型) (約 65 m²)

- ・ 提供されるデスクの仕様: タテ 60 cm ×ヨコ 100 cm、椅子 1 脚
- ・ シェアオフィス内に設置の郵便受け、プリンター、シュレッダー等の共用事務備品の使用が可能です。[m1]

③ウェットラボ (ルーム型)

- ・ ウェットラボ (内装あり) になります。(ベンチはついておりません。詳細は別紙 2 をご覧ください。)
- ・ ラボの床面積は、約 38 m²です。
- ・ 試薬・機器の購入及び管理は、SCL で導入しているシステムを利用して頂きます。
- ・ 共用実験設備の予約管理は、SCL で導入しているシステムを利用して頂きます。

(2) 利用料金、賃料

利用形態		料金 (月額・税別)
シェアラボ	ベンチ	130,000 円
シェアオフィス	デスク	30,000 円
ウェットラボ (ルーム型)	内装あり 月額賃料 3,600 円 / m ² 、共益費 1,100 円 / m ²	
	シェアラボ内の共用実験設備をご利用の場合 月額利用料 90,000 円 (上記賃料に追加)	

- ・ ウェットラボ (ルーム型) 入居者には、敷金として月額賃料の3か月分をお支払いいただきます。賃貸借契約が終了した場合、物件の原状回復及び明け渡し、その他すべての債務の履行を確認した後に無利息で返還します。
- ・ ウェットラボ (ルーム型) 入居者には、共用部分の維持管理に必要な経費 (照明、冷暖房空調、給排水、衛生、防災、昇降機、清掃、保安等に要する費用) として、共益費 (月額 1,100 円 / m² 消費税抜き) を負担していただきます。
- ・ シェアラボ・シェアオフィスで使用される電気代、水道代はベンチもしくはデスクの月額料金に含まれます。
- ・ ウェットラボ (ルーム型) で使用される電気代、水道代は入居者の負担となります (メーター検針のうえ都市振興より請求します)。なお、ガス、電話、インターネット、室内清掃等は入居者で各事業者と直接契約のうえお支払いいただきます。
- ・ シェアラボ利用者が独自の実験機器類の設置を希望される場合は、SCL 運営事業者 (株式会社リバネス) にご相談ください。実験機器類の設置場所やその専有する容積等によっては、設置料金 (月額) をお支払いいただくこともございますのでご了承ください。
- ・ 上記各費用に対して課される消費税額は、別途負担していただきます。なお、税率が改定された場合は、それに応じて改定を行います。

(3) 利用 (契約)、賃貸借 (契約) 期間

① シェアラボ、シェアオフィス (ベンチ型、デスク型)

- ・ シェアラボ、シェアオフィスの契約期間は、それぞれ最短1年間、通算最長3年間とします。

※解約時は、3か月前までに都市振興までお知らせ願います。

② ウェットラボ (ルーム型)

- ・ 最短1年間を契約期間とし、賃貸借期間は契約開始日から起算して最大5年間とします。
※解約時は、3か月前までに都市振興までお知らせ願います。
- ・ ベンチ型から切り替える場合、ベンチの利用期間はルーム型の契約期間に加算いたしません。

(4) 利用者の限定

- ・ 利用者以外への転貸（また貸し）は禁止とします。
- ・ シェアラボ及びシェアオフィスの利用者として登録できる人数は原則として1社につき最大4名[K2]までとします。
- ・ シェアラボ及びシェアオフィスの利用者は契約時に登録するものとし[m3]、契約期間中に変更が生じた場合は別途[K4]定める変更届けをご提出ください。

(5) 転貸、担保設定等の禁止

- ・ ウェットラボの転貸（また貸し）は原則できません。賃借権・営業権の第三者への譲渡及び担保設定、敷金への担保設定はできません。

(6) その他

- ・ 施設は特別の事情がない限り、24時間、年中利用が可能です。ただし、寝泊まりは禁止とします。
- ・ シェアラボ及びウェットラボにつきましては、「実験室バイオセーフティ指針」におけるBSレベル2、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」におけるクラス2、P2レベル、LS2レベルまでの研究が可能です。[m5]
- ・ シェアラボ・シェアオフィス利用企業は、入居期間中に限り本施設を本店や支店の所在場所として登記することが可能です。ただし、登記の際には都市振興に申請いただき、本施設の登録許可料として登記期間中月額10,000円（税別）をお支払いいただきます。
- ・ シェアラボ・シェアオフィス及びウェットラボは、当初契約の用途でのみ使用することとし、他の目的に使用することは認めません。
- ・ SCL利用にあたっては、建物、敷地及び付属施設等の使用上の注意事項について都市振興が別途定める「クリエイティブラボ神戸管理規程」、及びSCL内のシェアラボ・シェアオフィスの利用等について別途定める「スタートアップ・クリエイティブラボ利用規約」を遵守していただきます。

5. ウェットラボ（ルーム型）、共用施設の利用等について

(1) ウェットラボ（ルーム型）

- ・ 内装工事・変更や設備機器を設置する場合は、工事着手前に都市振興に対し「修繕及び内装模様替え等工事承認願」をご提出いただき、承認後に着手してください。

さい。工事・設置完成後、都市振興にて確認を行います。

- ・ 契約終了時には、入居者が設置した内装などはすべて撤去し、原状回復を行ってください。原状回復の経費は入居者負担となります。
- ・ メカニカルバルコニーの利用については賃借ラボの間口の範囲で利用可能とします。ただし、外側の通路部分は搬入経路にあたり機器は設置できません。屋上に設置する機器の位置については、計画段階で都市振興にご相談ください。

(2) 会議室、イノベーションパーク

- ・ シェアラボ・シェアオフィス利用者及びウェットラボ入居者に対し、無料で貸し出します。

(3) シャワー室

- ・ シェアラボ・シェアオフィス利用者及びウェットラボ入居者については、無料で利用可能です。

(4) 駐車場（敷地内）

- ・ 来客用駐車場は、区画に空きがある場合は利用できます。この場合、管理事務室に入庫及び出庫の届出をしてください。

(5) バイク・自転車置場

- ・ シェアラボ・シェアオフィス利用者及びウェットラボ入居者については、無料で利用可能です。

6. 申込要領

(1) 申込資格

この募集要項の趣旨を理解し、かつ諸条件を遵守でき、下記条件に合致するもの。

- ・ 事業経営に必要な資格、免許、技能、知識、資力等を有し、持続的な事業運営が可能な法人であること。
- ・ 研究開発型のスタートアップで、実験室を活用した研究を予定していること（デスクのみ利用を希望される場合は、ご相談ください）。
- ・ 会社設立前の個人（3か月以内に起業が決まっている方）
- ・ 次のいずれの事項にも該当しないこと。
 - i. 公租公課を滞納している者
 - ii. 破産者で復権を得ない者（これに該当する役員がいる法人を含む。）
 - iii. 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（これに該当する役員がいる法人を含む。）
 - iv. 会社更生法、民事再生法、破産法による各手続き開始の申し立てがなされている者（更正計画、再生計画等の認可決定がなされている場合を除く。）
 - v. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号若しくは第6号のいずれかに該当する者又はこれらに該当する者と社会的に非難されるべき関係を有する者（これに該当する役員がいる法人を含む。）

※ 申込み資格確認のため、提出いただいた情報を警察関係機関への照会資料と

して使用する場合があります。また、契約後に無資格であることが判明した場合は、契約解除及び違約金の対象となります。

(2) SCL 利用者の選考

① 募集期間

利用可能なベンチ[K6]、デスク及びウェットラボ[m7]がある限り、随時募集を行います。ベンチ、デスク及びウェットラボ[m8]の空き状況については、神戸市企画調整局医療産業都市部誘致課（以下「誘致課」という。）もしくは都市振興までお問い合わせください。ただし、インキュベーション施設という性格上、空きベンチ等が残っている場合でも積極的に募集を行わない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

② 選考基準

事業化に向けたマイルストーンや、資金計画、事業の実施体制、ビジョンなど総合的に判断し選定します。

③ 選考プロセス

選考は、下記の流れで行います。選考には通常 1.5～2 か月程度の期間がかかるため、利用開始希望日の 3 か月程度前には誘致課もしくは都市振興にご相談ください。

ア. SCL 運営事業者（株式会社リバネス）との面談（ヒアリング内容：コア技術や実験内容）

※面談の申し込みはこちらから (<http://www.kups.jp/clik/sharedlab.html>)

イ. 誘致課と SCL 運営事業者（株式会社リバネス）との面談（ヒアリング内容：コア技術と事業の発展性）

ウ. 最終申込書一式の提出

エ. 審査結果の通知

オ. 契約

なお、遺伝子組換え実験、研究用微生物実験等を行う場合の提出書類や審査プロセスは実験内容により異なりますので、具体的な手続きについては事業に関する審査の後、個別に対応させていただきます。

(3) 申請書類[K9]

選考のための提出書類は以下の通りです（各 1 通）。提出いただいた書類は返却さ

れませんので、あらかじめご了承ください。

- ・ スタートアップ・クリエイティブラボ利用申込書（様式）
- ・ 代表者経歴書及び役員経歴書
- ・ 氏名、住所、所有株数（潜在株も含む）、所有株比率等を記載した株主名簿（個人の場合は出資予定者を記載）
- ・ 定款
- ・ 最近2か年分の納税証明書（法人税、消費税、法人市民税、法人都道府県民税）
- ・ 最近2か年分の決算報告書
- ・ 登記全部事項証明書
- ・ 開業にあたって必要となる免許等を証する書類の写し

※上記のほか、審査に必要な書類をご提出いただく場合があります。

※申込書類及び記載事項は社外秘としますので、詳細にご記入ください。

※創業予定者及び創業2年以内の企業の場合は、該当する書類のみをご提出ください。ただし、創業後に必要書類が整った時点でご提出願います。

※シェアラボ・シェアオフィスの利用契約では連帯保証人を立てていただきます。連帯保証人は原則として利用者の代表者（個人）とします。[K10]

※ご提出いただいた情報は SCL 利用者の対象選考のために用いるものであり、申請者の同意がある場合を除いて对外公表することはありません。

【受付場所及び問い合わせ先】

〒650-0047 神戸市中央区港島南町2丁目2番地2

神戸都市振興サービス株式会社 運営課

TEL : 078-306-2540

E-mail : clik@kups.jp

(4) 審査結果の通知と施設利用の手続き

SCL 利用者選定の可否は決定次第、申請者へ通知いたします。ただし、実験内容の可否につきましては、都市振興での審査後に通知いたします。選定された法人または個人は都市振興との間で SCL 利用等についての契約を締結して頂きます。

7. 事業化進捗状況の報告

SCL 利用者には毎年度決算書類のご提出をお願いするとともに、定期的に事業の実施状況等を SCL 運営事業者（株式会社リバネス）に報告していただきます。また、SCL 利用者に対し、SCL 運営事業者（株式会社リバネス）が適切な支援を実施するため、事業の実施状況等について随時お尋ねする場合があります（事業に関する情報は、SCL 利用者の同意がある場合を除いて外部に公表することはありません）。

また、代表者や役員の変更、資金調達や資本構成の変化、事業状況の大きな変更が生じた際には速やかにご報告ください。なお、事業化の進捗状況を把握するために、SCL 利用期間終了後も事業に関してお尋ねする場合がありますので、ご協力の程お願い

致します。

8. その他

「神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例」に定める優遇措置及び賃料補助等があります。問い合わせ先等は以下のとおりです。

【問い合わせ先】神戸市企画調整局医療産業都市部 誘致課

TEL : 078-322-6341

E-mail : kbic-contact@office.city.kobe.lg.jp

(シェアラボ・オフィス利用料補助)

補助費：利用料の1/2以内（限度額100万円/年）

期 間：2年間

(ウェットラボ賃料補助)

補助費：賃料の1/2以内（限度額1,500円/㎡、200万円/年）

期 間：3年間

【改訂履歴】

令和2年9月1日制定

令和4年10月1日改訂

令和5年8月25日改訂

以 上